

橋本市子ども読書活動推進計画(第3次)



令和3年3月
橋本市教育委員会

はじめに

平成 13 年 12 月に制定された『子どもの読書活動の推進に関する法律』の第 2 条に、『読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの』とあります。

橋本市教育委員会としても、子どもの読書活動の推進は重要な課題として捉え、平成 21 年 3 月に「橋本市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校等において子どもの読書活動を推進するために、本に親しめる環境づくりに努めてきました。平成 27 年 3 月には『橋本市子ども読書活動推進計画（第 2 次）』を策定し、乳幼児の 4・5 ヶ月健診時に絵本をプレゼントするブックスタート事業の開始、学校司書の増員、市内保育園・こども園・幼稚園等や公民館・子ども館・児童館等で子どもが本を手に取りやすい環境整備など、より一層取組を進めてきました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は、テレビ、ゲーム、インターネット、スマートフォン、SNS の普及により本以外の興味や関心を引くものにあふれ、読書活動の時間が減少しています。

『橋本市子ども読書活動推進計画（第 3 次）』では、子どもが読書に興味・関心を持ち、楽しむ習慣を身に着けることができるよう、発達段階に応じ読書の楽しさを伝え、読書に親しむための環境の充実を図り、子どもと本をつなぐ人の育成を基本方針とし、取組を進めます。また取り組む上で、家庭・地域・学校等や子ども読書活動に関わる団体等とさらに連携・協力し、読書活動の支援を行います。

今後、本計画が子どもの読書活動を進める上での指針として多くの方に活用していただされることで、橋本市の子どもの読書活動が充実したものになることを願っています。

昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式や自粛生活等により、不自由なことが増えましたが、この計画の推進により自宅で過ごす時間の一つに読書があり、読書が子どもたちの楽しみの一つとなることを祈っています。

最後になりましたが、この計画の策定に当たりまして、熱心にご検討いただきました橋本市子ども読書活動推進会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

橋本市教育委員会教育長 小林 俊治

目 次

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定及び改定の経緯	1
1 国・県の動向と橋本市の取組	1
2 第2次計画の成果と課題	2

第2章 基本的な方針と体制

I 計画の目的	7
II 基本方針	7
III 計画の推進体制	8

第3章 推進のための取組

I 家庭・地域・学校の役割	10
1 家庭の役割	10
2 子育て世代包括支援センターの役割	10
3 公民館・子ども館・児童館等、地域の施設の役割	10
4 図書館の役割	11
5 保育園・こども園・幼稚園等の役割	11
6 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割	11
II 目標と取組	13
1 子どもの発達段階に応じた取組の推進	13
2 子どもが読書に親しむための環境の充実	14
3 子どもの読書に関わる人の育成	16

●資 料

用語説明	18
橋本市の本の読める施設（一覧・地図）	20
子どもの読書活動の推進に関する法律	22

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I 計画策定及び改定の経緯

I 国・県の動向と橋本市の取組

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(資料P22)は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

国においてはこの法律に基づき、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、施策の基本的な方向と具体的な方策が示されました。その後、この基本計画の成果と課題を踏まえ、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画、平成30年4月には第四次基本計画が策定されました。

また、平成26年6月に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、学校司書の法制化がなされたほか、平成28年12月に中央教育審議会から示された答申においては、言語能力の向上が求められるとともに、その重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

和歌山県では平成16年3月、「和歌山県子どもの読書活動推進計画」(以下「推進計画」という。)が策定され、和歌山県のすべての子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたる読書習慣を身に付けるための読書環境を充実させるための取組が進められ、平成21年3月には第二次推進計画、平成26年3月には第三次推進計画、平成31年3月には第四次推進計画が策定されました。

本市においても、平成21年3月には「橋本市子ども読書活動推進計画」(以下「橋本市推進計画」という。)、平成27年3月には第2次橋本市推進計画を策定し、家庭・地域・学校等、それぞれの立場から子どもの読書環境を充実させる取組を進めてきました。今回、国・県が第四次の計画を策定したこと受け、本市でも、これまでの成果と課題を踏まえ、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を鑑みながら、「橋本市子ども読書活動推進計画(第3次)」を策定します。

2 第2次計画の成果と課題

(1) 家庭・地域・学校等を通じた社会全体における取組

【成果】

家庭への啓発では、「家読（うちどく）*1」のきっかけづくりとしてスタンプカードの作成や家庭教育支援チームによる講座を実施しました。地域に向けては、読書に係る情報提供とつながりづくりとして、小中学校のボランティアの情報交換会を開催しました。平成28年度に学校図書館見学を2回、地域支援者養成講座でボランティアによる講演を1回実施しました。平成29年度には本の修理方法、平成30年度には面展台*2づくりを行い、読書に関する学びを通じてボランティア同士の交流を図りました。

公民館の活動では、高校生・大学生も含めたボランティアの支援・協力を得て、主に読み聞かせ*3や紙芝居などを行い、子どもと本のつながりを深めることに努めました。また、図書館との情報交換を図るとともに、図書室のレイアウトや選書などの工夫に努めました。

子ども館・児童館では、事業で児童厚生員*4（児童館職員）が行う読み聞かせ会で、親子で楽しんでいる様子や、小学生が幼児に読み聞かせをする微笑ましい姿が見られるなど、アットホームな子ども館・児童館らしい図書室となっています。また、市内全小学校授業で実施している「季節の手作り教室」で、読み聞かせを通して日本古来の行事のいわれ等を伝えることができ、学校との連携にもつながっています。

図書館では、調べ学習*5の支援として、学校への出前講座の実施や学校への団体貸出に取り組むとともに、職業体験*6やボランティア体験の生徒の積極的な受入れに努めました。季節や行事が感じられるPOPで本の紹介やテーマ展示、また夏休みの自由研究、調べ学習などで子どもの読書相談に努め、多くの本が利用されています。ほかにも、新「ぶっくんつうちょう*7」の配布などで読書意欲の向上を目指しました。

園では、絵本や物語に親しむ時間を毎日の生活の中に位置付け、読み聞かせを行いました。子どもの実態に応じて、飼育や栽培とつなげたりごっこ遊びや劇遊び等へ発展させたりするなど、活動の工夫をしました。

小中学校には、学校図書館の充実のため学校司書^{*8}を3名配置し、各学校において、ボランティア・司書教諭^{*9}・図書館教育担当教員と連携を図り、役割分担を明確にして読書活動の推進に努めました。また、一斉読書や読書の時間の中で、個人で本を読む時間だけでなく、読み聞かせや、児童生徒が相互に本を紹介し合うような取組を実施しました。

【課題】

関係機関相互の連携が徐々にできつつありますが、まだまだ希薄なところがあり、更なる強化が求められることから、家庭、各館、学校図書館、園、ボランティア関係者との情報交換や先進地事例等の情報収集、研修の機会を設けることが必要です。

また、各事業への参加人数の減少と固定化が見受けられるため、様々な角度からの取組が求められています。

子どもが読書を楽しむ機会が充実できるよう、子どもの興味・関心を探り年齢に応じた本を精選し、家庭、各館、学校図書館、園の実態を踏まえながらよりよい取組を工夫していくことが必要です。

ボランティアの支援についても新規登録者が少ないことから、募集と育成の機会を設けることが必要です。

共育コミュニティで再構築された学校・地域・家庭のつながりを通じて、ボランティアの募集を広く地域に呼びかけるといったことも考えられます。

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備

【成果】

公民館では、フリースペース等として、いつでも誰でも利用できる公民館図書室となるよう配慮しました。また、本の整理やレイアウト、掲示物等を工夫し、子どもの目線に立って気軽に本を取り、図書に親しむ機会が広がるよう図書室機能の充実に努めました。

子ども館・児童館では、POPの利用や選書に配慮し、リクエスト本の受付等子どもが興味をもてるような本の購入や、書棚の整理を行い、図書室の利用につながっています。また、図書室以外の場所にも本を置き、事業時にも絵本コーナーをつくるなど環境づくりや居心地の良い図書室づくりに努めました。

図書館では、ガラス製の書棚を紀州材の木製書棚に替え、絵本コーナーの整備をし、安全面、利用のしやすさの面において充実を図りました。

各園では、それぞれの環境に応じて、保育室または園内的一角に、子どもたちが絵本をゆったりと楽しめる場を設けました。また、未就園児用にも年齢に応じた絵本を配置しました。送迎時に保護者が本を手に取りやすいように環境の工夫をした園もあります。

小中学校では、学校図書館の開放時間が増え、館内には読書推進のための様々なコーナーが設置され、また、児童生徒玄関やくつろぎスペース等に図書コーナーが設置されている学校もあります。このように、児童生徒にとって身近なところに本があり、気軽に本を手に取ることのできる環境が整ってきました。また、障がいのある子どもの読書活動のための選書を心掛けたり、学校図書館内の書棚に見出しを作成したり、ユニバーサルデザイン化^{*10}に取り組むことができました。

【課題】

公民館・子ども館・児童館の図書室は、スペースの問題から図書室以外の目的で使用されることもあることから、読書空間としての利用に工夫することが必要です。

図書館では、障がいのある子どもへの配慮を大切に、すべての子どもに利用してもらいやすい、読書環境を工夫していくことが必要です。

小中学校では、多くの学校で、ロング休憩や昼休憩を中心に学校図書館が開放されています。最終的には、学校図書館を常時開放することを目指に、まずは全校とも、時間を決めて毎日開放していくという取組が必要です。また、ＩＣＴ機器の活用^{*11}による読書活動のための環境づくりについても、引き続き環境整備を行っていきます。

(3) 子どもの読書活動に関する意義の普及、広報および啓発

【成果】

家庭に向けては、子どもに関わる関係機関に家庭教育情報誌「げんきっ

こ family」を配布し、毎回お勧め絵本の紹介を行うなど子育て世代への情報提供に努めました。また、平成 27 年 9 月より開始したブックスタート事業^{*12}のほか、あかちゃんひろばや乳幼児健診・健康相談の場での絵本の読み聞かせを通じて絵本に親しむきっかけづくりができ、継続実施することにより、親子が絵本に触れ合う機会が広がっています。

公民館では、ボランティアの協力が大きく、絵本の読み聞かせや選書・展示など工夫して行われています。また、県主催のコンクールに参加するなど様々な取組をしています。

子ども館・児童館では、子どもが本に興味をもてる工夫や、読み聞かせ後の余韻の中ですぐに本を手に取れるようにしたり、手作りの貸出バッグを利用したり、様々な工夫が図書室の利用や貸出につながっています。

図書館では、「広報はしもと」やホームページをはじめ、市内全小学校に館報「ほんのさんぽみち 図書館へ行こう！」を配布するなど読書に関する情報を提供しました。また新「ぶっくんつうちょう」を活用していただくため市内全小学校を訪問し、低学年を中心に説明に回りました。

園では、クラス懇談会などで、絵本について取り上げたり、絵本を読み聞かせてもらう心地よさを保護者にも体験してもらう機会をもったりしました。また、園だより等で絵本の紹介をしたり、保護者用の本の貸出をしたりする園や、誕生会などの機会を利用し、保護者が子どもたちに絵本の読み聞かせをするなどの工夫をする園もありました。未就園児来園時には、保護者に意識的に言葉掛けを行い、親子で本に触れる機会を促したり、貸出を実施したりすることを通して意義を伝えました。

小中学校では、各学校からの広報に加え、学校司書による「図書だより」を発行し、新刊本や各学校図書館の配置等を紹介しました。各学校で人気本ランキングや学年・学級の貸出冊数を定期的に確認し、掲示し、読書意欲につなげる取組等も実施しました。また、司書教諭、図書館教育担当教員及び学校司書を対象に研修会を実施し、学校図書館の環境整備等について学ぶことができました。

【課題】

読書の楽しみを知るきっかけをつくり、読書に親しむために、妊娠期から家庭に向けて分かりやすい情報発信と情報提供の方法を今後も考えていく必要があります。ブックスタートによりうまれた絵本とのつながりを大切に「家読（うちどく）」につなげていくための支援が必要です。

公民館では、子どもに直接関わることはもとより、子どもにとって身近な大人に読書活動推進への理解と関心が向けられるような取組が必要です。

子ども館・児童館では、乳幼児期からの読み聞かせを通してお話の世界に興味をもち、就学後の読書へつなげることや、子どもと保護者が一緒に読書するきっかけとなるような親子で参加できる事業の充実と広報が必要です。

図書館では、読書相談や子どもが読書の楽しみを知るきっかけとなる読み聞かせやコーナー展示など、様々な季節行事等に関連した本の情報を広く発信することが必要です。また市内外の先進地事例等の情報収集及び広報に努めることが必要です。

園では、親子の触れ合いと保護者への啓発を兼ねて絵本の貸出を行ないましたが、中には子どもだけで読んで返却する家庭もあり、乳幼児期の読書の意義を伝える働きかけが引き続き必要です。

小中学校においては、学校司書やボランティアの積極的な活用を促すとともに、児童生徒にとって学校司書がより身近に感じられるような働きかけが必要です。学校司書による「図書館だより」については、より内容の充実を図ります。また、引き続き司書教諭、図書館教育担当教員及び学校司書を対象とした研修会の実施も必要です。

第2章 基本的な方針と体制

I 計画の目的

この計画は、橋本市における子どもの読書活動の推進のための基本的な方向と具体的な方策を明らかにし、総合的・体系的に取り組むことによって、読書を楽しむ習慣を日常生活に根付かせることにより、次代を担う子どもたちへの多様な効果をもつ読書活動をより一層推進することを目的とします。

II 基本方針

国、県の基本方針をもとに、本市の第2次推進計画における成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動の推進を目指し、次の3点を基本方針として引き続き取り組みます。

1 子どもの発達段階に応じた取組の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達の段階に応じた読書活動が行われることが重要です。そのため、発達の段階ごとの特徴を理解するとともに、一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭・地域・学校等において、読書活動への取組を推進します。

2 子どもが読書に親しむための環境の充実

家庭において、子どもが本と出会い、本に親しむ環境をつくるために、大人が子どもに対して、本と親しむ場を積極的に提供していくよう取り組みます。

園・各施設等においては、子どもや保護者が本に関心をもち、親しむ機会を多くもてるよう、読書環境の整備を進めます。

小中学校においては、学校図書館が「読書センター」及び「学習・情報センター^{*13}」の機能を果たし、学校教育の中核としての役割を果たすための環境づくりを進めます。また、学校図書館がより一層その機能を発揮するために、専門的な知識・技能を持った職員である学校司書の配置を進めます。

3 子どもの読書に関わる人の育成

子どもが本と出会い、本の楽しみを知るために、子どもと本をつなぐ人の役割が大変重要です。そのため、保護者への読み聞かせ等の大切さについての理解を促進するとともにボランティアの協力要請、学校司書や図書館司書、関係職員、ボランティア等への研修会等を通じた資質向上に取り組みます。

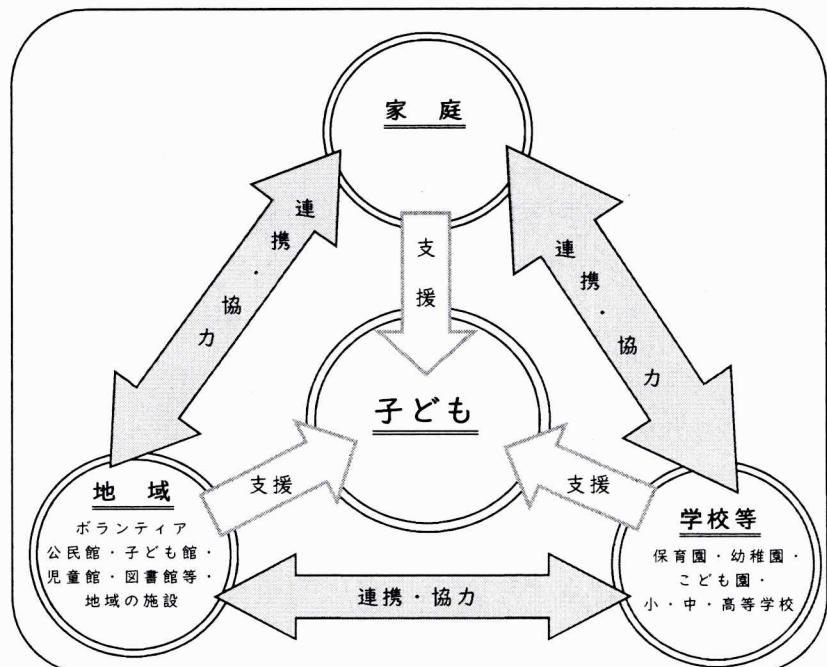
III 計画の推進体制

この計画は、橋本市のすべての子ども（おおむね18歳以下の者を言う。以下同じ）を対象とし、家庭・地域・学校等が一体となった、「人が学びあい、共に育むまちづくり」の理念のもとに、子どもの読書を楽しむ機会が充実できるよう、家庭・地域・学校等それぞれが担うべき役割を意識し、関係機関等との連携・協力を進めながら子ども読書活動への取組を推進します。

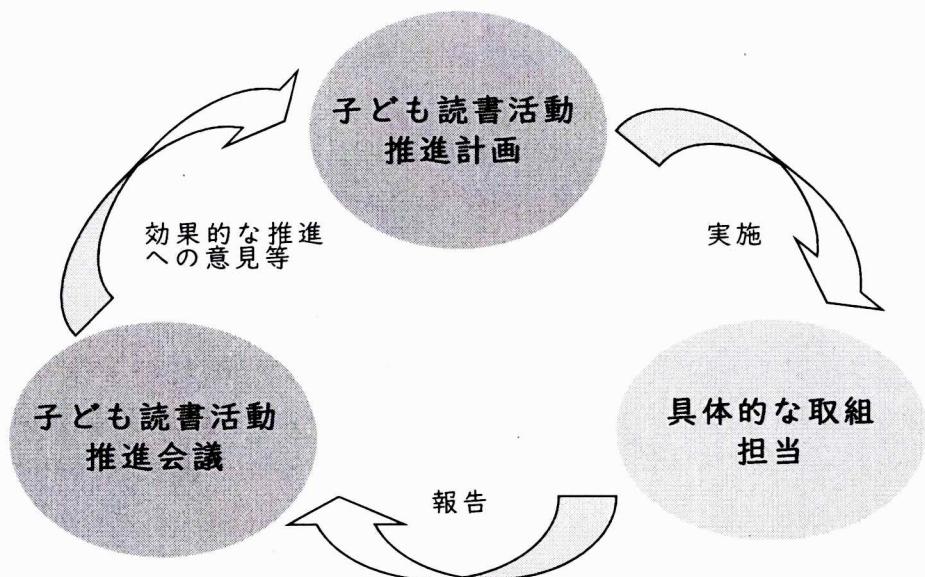
地域住民や保護者、教職員など、子どもの周りにいる大人が読書に対する理解と関心を深め、子どもと本をつなぐ架け橋の役目を果たすように働きかけます。

子ども読書活動に関わる団体等との連携の輪を広げ、子どもと本をつなぐ読書関係ボランティアと行政との協働を推進し、より多くの読書活動支援が行えるよう努めます。

基本方針の連携図



令和3年度からおおむね5年間の計画とし、「橋本市子ども読書活動推進会議」において計画の推進状況を確認するとともに、市民協働により計画の効果的な推進を図ります。



第3章 推進のための取組

I 家庭・地域・学校の役割

1 家庭の役割

子どもの生活の場の基本である家庭は、子どもたちが初めて本と出会い、読書の楽しさを感じ、本に親しむ機会をつくる大切な役割を担っています。

小さい頃から絵本や童話の読み聞かせなどを通じ、大好きな家族と楽しいひとときを分かち合う中で、共に読書の楽しさやうれしさを語り合うなど、発達段階に応じた子どもの読書活動を促す働きかけをすることが求められます。

「読書離れ」と言われる現代だからこそ読書活動の意義を再認識し、日常生活の中で継続的に、自然に読書に親しむことができるよう配慮していくことが重要です。

2 子育て世代包括支援センターの役割

乳幼児が家庭で本に親しみ、楽しさを感じていくためには、まずは保護者が絵本に親しみや楽しさを感じることが大切です。

子育て世代包括支援センターは、育児の中に絵本を取り入れてもらうきっかけづくりとして、妊娠期や出産後の様々な教室や健診等の機会をとらえ、絵本の紹介や読み聞かせの楽しさ、大切さを伝えています。

3 公民館・子ども館・児童館等、地域の施設の役割

子どもの成長とともに行動範囲も家庭から地域へと広がり、地域での読書活動への取組が子どもにとって大切な役割を果たすことになります。地域の施設は、保護者や子どものくつろぎの場ともなり、いつでも気軽に、自らの意思で施設を利用し、学び考え創造することができる場です。地域での触れ合いを通して社会体験を積み重ね、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の拠点としての機能も果たしています。

地域の施設においては、多様な経験を有する地域の人々の協力や読書ボランティア等との連携を深め、読書に親しむ様々な機会を提供することが重要です。

4 図書館の役割

図書館は、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。そして、読書や調査研究など生涯にわたって自ら学ぶ場でもあります。保護者や子どもの読書活動を推進する団体にとっては、子どもに読ませたい本を選び、子どもの読書について相談できる場です。

また、図書館は子どもやその保護者を対象にした読み聞かせ会、講座、本の企画展示などを実施し、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会や場所を提供します。

図書館は、公民館・児童館・学校等の図書に関する相談を受け助言・協力するなど、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を担っています。

5 保育園・こども園・幼稚園等の役割

保育園・こども園・幼稚園等における就学前教育・保育を受ける期間は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。

子どもは、乳幼児期により絵本や物語に出会うことで、喜びや悲しさなど人間的な感情体験をし、自己肯定感を培いながら豊かな心が育ちます。また、言葉に対する感覚が養われるとともに、人の話を聞いて理解する力やコミュニケーション力を培っていきます。

保育園・こども園・幼稚園では、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行なうことが求められています。保育園・こども園・幼稚園は、子どもが主体的に絵本や物語に関わり、繰り返し親しめる環境にあります。これらの園と同様に児童発達支援事業所においても、保護者に対して日々の関わりを通して、読み聞かせの楽しさや大切さを伝える役割を担っています。

6 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の役割

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校教育法においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されています。また、高等学校においても、義務教育として行われる普通教育の成果をさらに発展・拡充させることと

なっています。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

また、平成29年3月に告示された学習指導要領総則においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」とあり、各教科等の学習を通じて言語活動を充実することが重視されており、発達の段階に応じた体系的な読書活動を行なうことが求められています。



II 目標と取組

I 子どもの発達段階に応じた取組の推進

目 標	取 組	担 当
1.読書習慣の形成	絵本を通じて親子で心ふれあうひとときをもつきっかけづくりとして、ブックスタート事業を継続実施。	生涯学習課 子育て世代包括支援センター 図書館
	異年齢の居場所である子ども館・児童館の特色を生かした、子ども同士での読み聞かせやお気に入り本の紹介。	子ども館・児童館
	子どもが自分で本を選び楽しめるよう、それぞれの年齢に応じた広範な児童書の集書。	図書館
	本への興味を深める読み聞かせ会やストーリーテリング ^{*14} 、企画展示等の開催、読書相談の実施。	図書館
	絵本や物語等に関わる時間の園生活への位置付け。	こども課
	発達や興味・関心に応じた絵本や物語等の選択。 絵本や物語を十分に楽しめるための働きかけ。	こども課
	未就園児に向けた絵本や紙芝居等に親しむ機会の創出。	子育て世代包括支援センター こども課
2.積極的な情報提供	一斉の読書活動の時間を確保。 個々に応じた読書量の設定。	学校教育課
	情報誌・ホームページ・LINE配信など家庭、地域、学校に応じた内容で作成し、積極的な情報発信、広報。	生涯学習課 公民館 子ども館・児童館 図書館 学校教育課 こども課
	ボランティアや図書館司書による読み聞かせ等の情報をポスター やチラシなどによる積極的な広報。 関連機関への情報提供。	図書館
3.活動の充実と連携	ママパパ教室（妊娠期の教室）での絵本紹介コーナーの設置等、早期からの情報提供。	子育て世代包括支援センター
	他施設主催行事への参加や読み聞かせ等での相互協力と連携。	子ども館・児童館 図書館
	保護者や園、学校など子どもの読書活動を推進する団体等の求めに応えられる資料の整備。	図書館

2 子どもが読書に親しむための環境の充実

目 標	取 組	担 当
1.本に親しむ空間づくり	フリースペースなどの利用により、子どもの目に触れやすく手に取りやすい場所に本を配置し、大人も子どもも落ち着いてじっくり読むことができる環境の整備。	公民館 子ども館・児童館 こども課 学校教育課
	季節を感じられる工夫や子どもの興味・関心に応じた本の配置など居心地のよい環境づくり。	公民館 子ども館・児童館 図書館 こども課 学校教育課
	学校図書館でパソコン等を使いながら調べ学習ができる環境整備。	学校教育課 教育総務課
	学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や（市）図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及。	図書館 学校教育課
	障がいのある子どもの読書活動推進のための選書。 学校図書館・図書館のユニバーサルデザイン化。	図書館 学校教育課
	学校図書館の常時開放。	学校教育課
2.読書活動の事業の充実	公民館図書室の利用者拡大。 大人に本に興味をもってもらえるような工夫や取組、親子で参加できるような事業などの計画。	公民館
	物語の楽しさ・おもしろさを味わい、本に触れる機会を増やすよう読み聞かせなどの事業の企画。	公民館 子ども館・児童館 図書館
	親子で楽しめる空間づくり、本に興味をもつことができるような環境づくり、貸出しについての広報。	公民館 子ども館・児童館
	子どもにとって魅力ある蔵書構成、ニーズに沿った選書。	子ども館・児童館 図書館
	ビブリオバトル* ¹⁵ や調べ学習などの振興。	図書館 学校教育課
	小中高生を対象とした読み聞かせ研修の計画・実施。	図書館 学校教育課
	絵本や物語等に親しむ機会の創出。 言葉の感覚や語彙が豊かになりイメージの世界が広がるような働きかけ。	こども課
	絵本や物語等を身近な大人や友達と一緒に楽しむ機会の創出。	子ども館・児童館 こども課 学校教育課

目 標	取 組	担 当
2. 読書活動の事業の充実	多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付け、全ての教科等を通じて読書指導を推進する取組の実施。	学校教育課
	児童生徒相互の推薦図書紹介等を全校的な取組として実施。	学校教育課
	学校司書の増員。	学校教育課
	学校図書館に「ふるさとに関わる資料」を配置。 9分類の選書に偏ることのないよう、蔵書分類表などを活用した選書の実施。	学校教育課
	他機関や他施設との連携。 子どものニーズに応じた読書環境づくりのための取組。	公民館 子ども館・児童館 図書館
	県立図書館や金剛三市公共図書館相互利用 ^{*16} をはじめ、他の公共図書館との相互協力を強化、資料提供等のサービスの充実。 公民館図書室との連携、ブッキー ^{*17} 巡回及び、団体貸出等の充実。	図書館 公民館 子ども館・児童館
	小学校へのブッキー巡回及び、団体貸出の充実、県立図書館セット貸出利用支援。 市内外幼稚園・小学校などの施設見学や中学校・高等学校の職業体験等の積極的な受け入れ。	図書館 学校教育課
	子どもたちが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう、ブッキーや図書館、ボランティア等による読み聞かせの活用。	こども課 図書館 学校教育課
	全ての教職員と学校司書が連携し、学校全体で児童生徒の読書活動を推進していく体制の整備。	学校教育課

3 子どもの読書に関わる人の育成

目 標	取 組	担 当
1.職員の資質及び意識の向上	積極的に読書活動に取り組んでいる先進地視察の実施。	生涯学習課 公民館 子ども館・児童館 図書館 こども課 学校教育課
	研修会、講演会などへの積極的な参加。 研修会の企画。	生涯学習課 公民館 子ども館・児童館 図書館 こども課 学校教育課
	子どもの発達に応じた絵本や物語の選定、読み聞かせの方法など、各施設協力のもと職員同士の情報交換の実施。	子ども館・児童館 図書館 こども課 学校教育課 子育て世代包括支援センター
2.保護者等への読書活動の啓発	家庭で読書習慣を共有することでコミュニケーションを図り、家族の絆を深める「家読（うちどく）」の推進。	生涯学習課
	子どもの読書推進のための事業を展開。 事業の際に参加者が本に触れる機会の設置。	公民館
	子どもへの支援を軸にした活動とともに、保護者への図書室の利用や本の紹介などの周知。	子ども館・児童館
	未就園児親子の来園機会を利用し、未就園児の保護者に絵本の読み聞かせの楽しさや大切さを啓発。	こども課
	参観や懇談会等を利用して、保護者自身に絵本の読み聞かせの楽しさや読書の大切さを実感してもらえるよう啓発。	こども課 学校教育課
3.子ども読書に関わる人々の連携	各家庭への便りを通じて、絵本や物語等に親しむ子どもの姿を具体的に伝え、読書の意義を伝達。	こども課 学校教育課
	読み聞かせ体験や読み聞かせ研修等について、ボランティアの育成や養成講座の実施など身近な学びの機会を開設。 他施設との連携・協働の充実。	公民館 子ども館・児童館 図書館
	地域の人材や団体の協力が得られるよう、定期的な協議の場の設定。	公民館

目 標	取 組	担 当
3.子ども読書に関する人々の連携	読み手の拡充を図るため、中学生・高校生ボランティアの協力を得る機会の増設。	公民館 図書館 学校教育課
	異年齢が集まる子ども館・児童館の特色を生かした、子どもが活躍できる機会の創出と育成。	子ども館・児童館
	各学校から人気本の紹介、読み聞かせなど地域への発信を中心に、地域・学校・各施設との連携。	公民館 子ども館・児童館 図書館 こども課 学校教育課
	各学校区の児童館・子ども館・公民館担当者と学校、図書館が連携し、本の有効活用を目指す取組の実施。	公民館 子ども館・児童館 図書館 学校教育課
	学校司書やボランティアが中心となり、各家庭で保護者から「子どもとともに本を手にする」機会をつくってもらえるよう啓発。	学校教育課 生涯学習課
	ボランティアと各学校司書、司書教諭・学校図書館担当教員が連携をしていける場の設定。	学校教育課 生涯学習課



用語説明

語句	説明
1 家読(うちどく)	「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んで語り合い、「家族の絆づくり」をすることを目的とする。
2 面展台	本の魅力を十分に見せるために本の背表紙ではなく表紙が見えるように展示する台。
3 読み聞かせ	子どもに絵本や紙芝居等を見せながら、語り手が活字の部分を読んで、その内容を伝えること。
4 児童厚生員	子ども館・児童館や学童保育に勤務し、児童の自主性・社会性・創造性の育成に資する者。保護者の子育て支援や、地域の子育て環境づくりも職務に含まれる。
5 調べ学習	総合学習の一形態であり、児童・生徒が課題について、図書館を利用したり聞き取り調査をしたりして結果をまとめること。
6 職業体験	生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。
7 ぶっくんつう ちょう	子どもを対象に橋本市図書館が作成している読書記録帳のこと。
8 学校司書	専門的な知識や技能を必要とし、学校図書館の運営の改善、及び向上を図り、児童または、生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため専ら学校図書館の職務に従事する職員。（平成26年6月学校図書館法改正）
9 司書教諭	学校図書館の資料や情報の利用を促し、児童・生徒及び教員の教育活動を推進・援助していく職務であり、12学級以上の小・中学校及び高等学校には配置が義務付けられている。
10 ユニバーサルデザイン化	すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無に関わらず最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
11 I C T 機器の活用	I C T (Information and Communication Technology) 情報通信技術（パソコンやデジタルテレビ等）を教育現場においても導入し、子どもたちの情報活用能力の育成を図る。
12 ブックスタート事業	市区町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動で、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心触れ合う時間を持つきっかけをつくる取組。
13 「読書センター」 及び「学習・情報センター」	児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場。 児童生徒の自主的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する場。

	語句	説明
14	ストーリーテリング	語り手が物語を暗記し、絵や本を見せずに子どもたちに聞かせるもの。頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。
15	ビブリオバトル	「ビブリオバトラー」と呼ぶ発表者たちが、おもしろいと思う本の魅力を5分間で紹介し合う。「読みたくなった」と思った聴衆の投票数で勝敗が決まる。2007年に京都大学の研究室で始まり、広まった。「ビブリオ」は本の意味で、「戦い」の「バトル」と合成した言葉で、知的書評合戦とも呼ばれる。
16	金剛三市公共図書館相互利用	大阪府河内長野市・奈良県五條市・和歌山県橋本市にお住まいの方が、それぞれの図書館で本を借りることができる制度。平成25年4月1日から実施。
17	ブッキー	平成4年5月より運行を開始している、橋本市の移動図書館車の愛称。 平成19年5月からは、童話の絵がかわいい新ブッキーとなり、市内を巡回している。

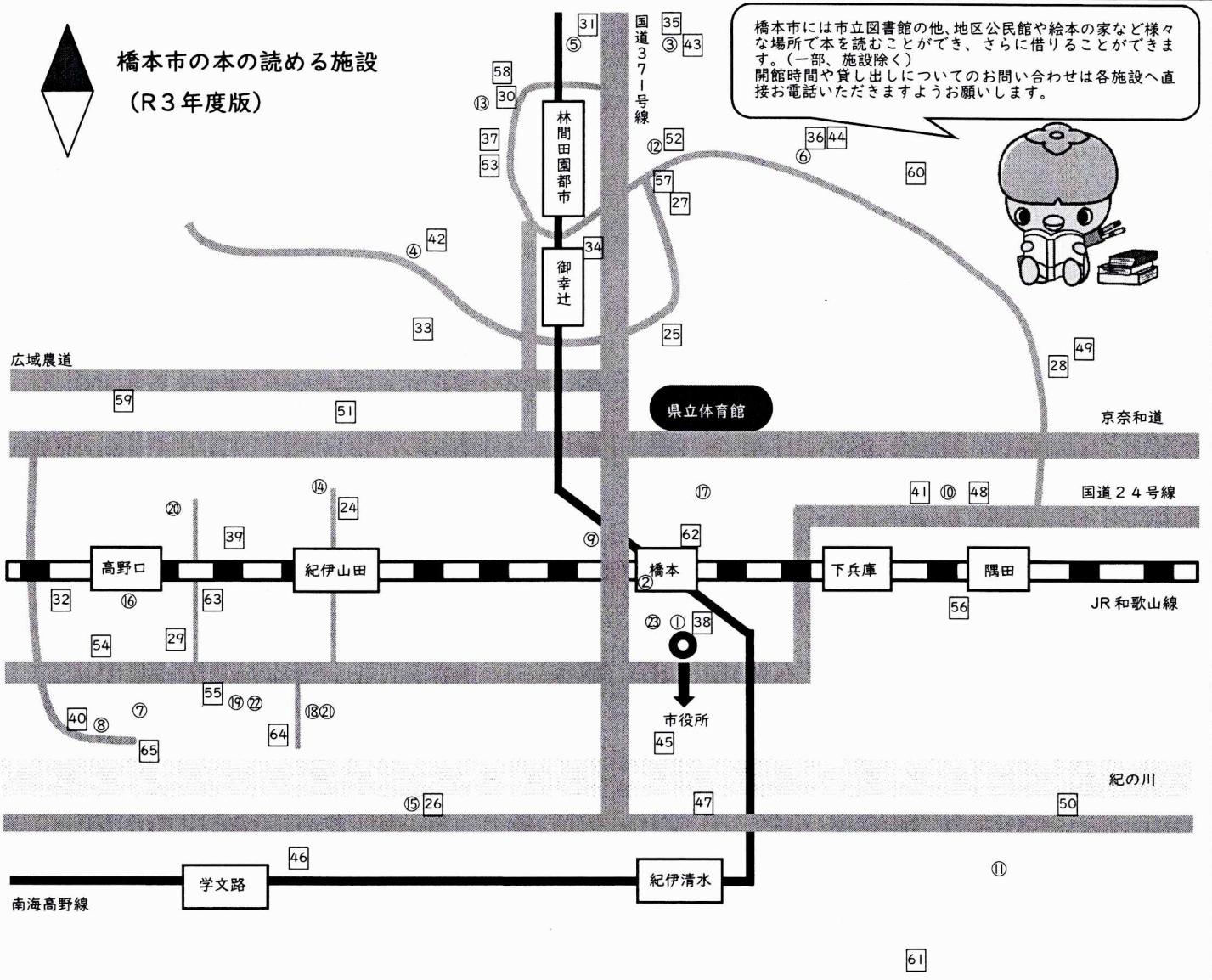
橋本市の本の読める施設

No	施設名	住 所	電 話	開館時間	休館日
1	橋本市図書館	東家一丁目 6 番 27 号	33-0899	9:00~18:00	月曜日
2	ゆかいな図書館	古佐田一丁目 4 番 51 号 (JR 橋本駅構内)		5:10~23:15	
3	プチライブラリー (絵本の家)	紀見ヶ丘三丁目 1 番 8 号 (紀見ヶ丘集会所)	36-2388 紀見ヶ丘集会所	第1火曜日 10:00~12:00 第3水曜日 10:00~16:00	
4	柿の木坂絵本の家	柿の木坂 25 番地の 1 (紀見小学校)	37-2302 紀見地区公民館	※休館中	
5	光陽台絵本の家	光陽台一丁目 8 番地の 7	37-5447 秋宗久美子様方	毎週日曜日 (※事前電話連絡要) 9:30~12:30	
6	小峰台絵本の家	小峰台一丁目 18 番地の 17	36-2357 森島真弓様方	毎週月・水曜日 (※事前電話連絡要) 13:00~14:00	
7	絵本の家ぶんこ	高野口町小田 485 番地	42-0355 西川様方	毎週水~金曜日 (※事前電話連絡要) 10:00~17:00	
8	産業文化会館	高野口町向島 135 番地 (産業文化会館)	33-0899 橋本市図書館	9:00~17:00	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)
9	橋本地区公民館	市脇一丁目 3 番 18 号	34-2750	9:00~17:00	月曜日・祝日
10	隅田地区公民館	隅田町中島 22 番地	34-2312	9:00~17:00	月曜日・祝日
11	恋野地区公民館	恋野 564 番地の 1	33-2458	9:00~17:00	月曜日・祝日
12	紀見地区公民館	城山台二丁目 10 番地の 1	37-2302	9:00~17:00	月曜日・祝日
13	紀見北地区公民館	三石台四丁目 2 番地の 1	37-2867	9:00~17:00	月曜日・祝日
14	山田地区公民館	柏原 433 番地の 1	33-2656	9:00~17:00	月曜日・祝日
15	学文路地区公民館	清水 343 番地の 3	34-1546	9:00~17:00	月曜日・祝日
16	高野口地区公民館	高野口町名倉 813 番地の 2	33-3111	9:00~17:00	月曜日・祝日
17	はらだ子ども館	原田 239 番地	33-0330	9:00~17:00	日曜日・月曜日・祝日
18	きしかみ子ども館	岸上 203 番地	32-5094	9:00~17:00	日曜日・月曜日・祝日
19	友愛児童館	高野口町伏原 1068 番地の 2	42-5004	9:00~17:00	日曜日・月曜日・祝日
20	名古曾児童館	高野口町名古曾 1190 番地	42-5560	9:00~17:00	日曜日・月曜日・祝日
21	岸上文化センター	岸上 203 番地	33-0797	9:00~17:00	土曜日・日曜日・祝日
22	伏原文化センター	高野口町伏原 1075 番地の 3	43-0978	9:00~17:00	土曜日・日曜日・祝日
23	保健福祉センター	橋本市東家一丁目 3 番 1 号 (保健福祉センター)	33-0899 橋本市図書館	9:00~17:00	土曜日・日曜日・祝日

※上記施設は、次頁地図内にて○印で表示しています

橋本市の本の読める施設 (R3年度版)

橋本市には市立図書館の他、地区公民館や繪本の家など様々な場所で本を読むことができ、さらに借りることができます。（一部、施設除く）開館時間や貸し出しについてのお問い合わせは各施設へ直接お電話いただきますようお願いします。



学校等施設・・□印 ※原則、一般公開しておりません

No.	施設名	No.	施設名	No.	施設名
24	山田さつきこども園	39	応其こども園	54	高野口小学校
25	紀見保育園	40	高野口こども園	55	応其小学校
26	学文路さつきこども園	41	すみだこども園	56	隅田中学校
27	輝きの森学園	42	紀見小学校	57	紀見東中学校
28	あやの台ナルトレンセンター	43	柱本小学校	58	紀見北中学校
29	香久の実保育園	44	境原小学校	59	高野口中学校
30	三石保育園	45	橋本小学校橋本中央中学校	60	初芝橋本中学校高等学校
31	たんぽぽ園	46	学文路小学校	61	きのくに子どもの村学園
32	つくしんぼ園	47	清水小学校	62	橋本高等学校古佐田丘中学校
33	橋本さつき保育園	48	隅田小学校	63	伊都中央高等学校
34	紀見幼稚園	49	あやの台小学校	64	紀北工業高等学校
35	柱本幼稚園	50	恋野小学校	65	きのかわ支援学校
36	境原幼稚園	51	西部小学校		
37	みついしこども園	52	城山小学校		
38	橋本こども園	53	三石小学校		

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化

に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。